

各地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局長
(公印省略)

**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の
施行等に伴う下水道法等の一部改正について**

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 4 年法律第 44 号。以下「分権一括法」という。）が令和 4 年 5 月 20 日に公布され、下水道法の改正に係る部分については同年 8 月 20 日から施行されることとなっている。これに合わせ、「下水道法施行規則の一部を改正する省令」（令和 4 年国土交通省令第 62 号）が令和 4 年 8 月 19 日に公布され、これについても同月 20 日に施行されることとなっている。

また、令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、必要な措置を講じた「下水道法施行令の一部を改正する政令」（令和 4 年政令第 248 号。以下「改正政令」という。）については令和 4 年 7 月 15 日に公布され、同年 8 月 20 日に施行されることとなっている。

分権一括法及び改正政令の施行については、下記の事項に十分留意して、適切な運用に努められるとともに、速やかに貴管下関係機関に周知方取り計らわれ、下水道行政の運営に万全を期されるようお願いする。なお、同内容の通知について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として各都道府県知事及び各政令指定都市の長宛発出している。

記

一 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条の 2 関係

二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の都府県の区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整備総合計画を定めようとするときは、国土交通大臣に届出をすることとされ（下水道法第 2 条の 2 第 10 項）、国土交通大臣は、当該届出を受けたときは、当該届出の内容を環境大臣に通知することとされた（下水道法第 2 条の 2 第 11 項）。

また、関係都府県が流域別下水道整備総合計画の策定に係る調整を円滑に行う観点から、国土交通大臣は、都府県の求めに応じ、流域別下水道整備総合計画の作成に関し必要な助言をす

ることができることとされ（下水道法第2条の2第8項）、国土交通大臣は、当該助言を行うに際し必要と認めるときは、環境大臣に意見を求めることができることとされた（下水道法第2条の2第9項）。

一方、これまで都府県の流域別下水道整備総合計画に先立ち、当該流域を所管する地方整備局で策定することとしてきた流域別下水道整備総合計画基本方針については、法第2条の2第8項の規定に基づく措置として、都府県の求めに対して必要に応じて引き続き策定することとする。

なお、一の都府県の区域のみにとどまる水系に係る河川その他の公共の水域又は一の都府県の区域のみにおける汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整備総合計画については、下水道法第2条の2第10項に基づく国土交通大臣への届出の対象とならないところ、複数の公共の水域又は海域について便宜上合わせて一つの計画としている場合には、当該計画に含まれる一の都府県の区域のみにとどまる水系に係る河川その他の公共の水域及び一の都府県の区域のみにおける汚水により水質の汚濁が生じる海域に係る記載については、下水道法第2条の2第10項に基づく国土交通大臣への届出の対象とならないことに留意されたい。

二 下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第2条関係

下水道法第2条の2第10項の規定により流域別下水道整備総合計画を国土交通大臣に届け出ようとするときは、届出書に、流域別下水道整備総合計画を記載した書類並びに流域別下水道整備総合計画を明らかにするために必要なものとして下水道法施行規則第2条第1項各号に掲げる事項を記載した書類及び予定処理区を表示した図面を添付し、国土交通大臣に提出することとした（規則第2条第1項）。

また、下水道法第2条の2第10項の規定により下水道法第2条の2第5項に規定する事項を記載した流域別下水道整備総合計画を届け出ようとするときは、下水道法施行規則2条第1項に定めるもののほか、同条第2項各号に掲げる書類も合わせて添付し、国土交通大臣に提出することとした（規則第2条第2項）。

三 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条、第5条の2及び第17条の10関係

公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、事業計画を定めようとするとき又は変更しようとするときは、国土交通大臣等への協議をしなければならないとしており（下水道法第4条又は第25条の23）、予定処理区域の変更や排水施設や終末処理場の配置及び能力に影響する変更等の重要な変更以外のものについては、軽微な変更であるとして当該協議を不要としていたところ（下水道法施行令第5条の2又は第17条の10）、排水施設や終末処理場の配置及び能力等に影響しない予定処理区域の変更についても、軽微な変更にあたるものとして、国土交通大臣への協議等を不要とすることとした。

また、公共下水道管理者は、公共下水道の事業計画を策定又は変更（下水道法施行令第5条の2の軽微な変更を除く。）する際には、その決定又は変更に係る予定処理区域又は工事の着手若しくは完成の予定年月日を公示し、これらの事項に関して利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならないとしているところ（下水道法施行令第3条）、上記改正により予定処

理区域のみの変更については軽微な変更と位置付けるため、上記機会付与の対象外となるが、下水道管理者におかれては、円滑に下水道事業を実施できるよう、引き続き、予定処理区域の変更前に個別に利害関係人との調整を行う等、適切に対応されたい。